

審議等の概要

機械が必要となります。1つの機能を発揮させるための単位として「ユニット」と設定しております。計画では1ユニットの予定でしたが、1ユニットに満たない機器（点）で対応する予定の機器が、その1点だけでは機能が保てないと分かり、追加し改築したためユニットが追加したものでございます。

(3) 浄化センターポンプ場機器等調査の達成率について説明をお願いしたい。

《回答》

通常機械点検は、日常点検で状態を見ており、日常点検で見えない部分（機械の内部）を健全度調査（機械の中の状態を見る）を行い、劣化状況など判断をする中で、修繕対応とするか、改築更新をするかの判断をし、機械の健全性を維持しております。包括委託の受託者において、健全度調査対象機器の過去資料から劣化予測ができる改善計画が出されまして、健全維持ができるという確認ができたことから調査の点数が減ったものです。（実施見込み81点から決算見込み32点へ減少）

(4) 資料3の評価について、評価は客観性をどうやって確保するのかというところが非常に重要になってくると思いますので、なるべく曖昧なところは排除すべきだと思います。

<事業・取組ごとの評価の考え方>の「評価の考え方（Check）」のところで「若干、目標に達していない」では「目標値に対して3割程度の差異がある」とあります。次に、「達成できていない」は評価の考え方が「目標値に対して3割以上の差異がある場合」という表記になっています。計算した結果32%、33%だった場合どのように判断するのか。

また、「達成できていない」の評価の考え方に「目標を大きく下回る（又は上回る）」とあるが、目標を大きく上回った場合に達成できていないという目標値の具体例を教えてください。

《回答》

評価の考え方の中で3割以上であるか未満であるかで、線を引きたいと思っておりこのような形で書かせていただきました。

「目標を大きく上回る」場合ですが、施策13健全経営の中の企業債残高で上限を設定しております。その上限以上になってしい経営が良くないという判断をする評価があることからこの書き方をいたしました。

(5) 資料3裏面のレーダーチャートで、重点政策達成目標の評価が◎は5点、○は4点、△は3点、×は1点という点数が示されているが、点数にする意味を教えてください。レーダーチャートを作る際に点数化しないと作れないのであれば、点数は資料として表に出す必要はなく◎、○、△、×だけの表現でもよいのでは。4段階評価なので2点がないので、2点の軸線は必要ないのでは。

《回答》

×、△、○、◎という表記で判断ができますのでそのようにすることも検討いたします。

(6) 資料1と資料3で内容が整合していないように思える箇所がある。市民の方が中期経営計画の目標が達成できているかを見るときに、資料1と資料3の関係性を示すような説明があったほうがよいのでは。

《回答》

資料1と資料3の整合性ですが、資料3の表記は例として案を示したもので、まだ資料1と整合はとれておりません。決算の報告の際は、資料1の年次計画を基に資料3を作成いたしますので整合が図られる予定です。

(7) 7月に起きた今田ポンプ場の事件のその後の経過を教えてください。

《回答》

12月に新聞報道で容疑者の方を書類送検されたと把握しているところです。

(8) 評価が一番明確にできるのはパーセント表示がよいと思います。○、×、△にしたときに、その重みが分からなくなってしまうのでは。資料は、誰にその説明をするのかというところで、表示の仕方が若干変わってくるのではないかと。

《回答》

市民の方々に目にしていただきますので、できる限り分かりやすく考えております。○、×、△の重みについても表記のしかたを今後検討させていただきます。

(9) 資料1施策2事業2「浄化センターポンプ場機器等調査」で、点数について包括委託の中で必要な点数が変わってきていることですが、短期目標に対してパーセンテージを出している、今後誤解を招くのではないかと。また資料3の評価に移ったときにも見づらくなると思います。もしほかにも目標値が変わるものがあるなら、それが分かるような形の表記ができたほうがよいと思います。

	<p>《回答》 計画の見直し等を随時していくかと思しますので、その際には関連性等に気をつけながら表記を考えていきたいと思います。</p>
その他	<p>(1) 下水道PR事業の報告について【施策15関連】(参考資料1) 10/29開催の下水道フェア アンケート集計結果の報告</p> <p>(2) 包括的民間委託の進捗状況について【施策1関連】 昨年12月締結した藤沢市下水道管路施設包括的民間業務委託について報告</p> <p>【質疑】 管路はどの範囲までを調査の対象としているのか。 《回答》 取付け管、取付け柵、下水道本管、ポンプ場から浄化センター等に送る圧送管、各御家庭の排水設備から先の管路施設全てを対象として業務を実施する予定です。</p> <p>【質疑】 雨水貯留管は入るのか。 《回答》 貯留管も、点検、清掃の範囲として設定しております。</p> <p>【質疑】 委託業者は市内業者と決めて、技術、能力を市外に広げることはないのか。 《回答》 資格要件を様々定めており、この契約の受託者(共同企業体)の管清工業は市内に営業所がなく、日本水工設計は市内に営業所がありますが、本社は市外です。基本的な資格要件等を定めた中で、今回は市内業者だけでなく、広く資格要件を満たしていれば参加要件の資格を満たすという形で発注をしております。</p> <p>(3) 令和6年度藤沢市下水道運営審議会日程について(参考資料3)</p>